

「わしづ駅前 ちょこっと夜市」出店者 別添留意事項

	必要な手続き（保健所への届出等）は、出店者でご対応ください。
	火気器具を取り扱う出店者は、1区画に1本以上の 消火器 をご用意ください。
	必要な全ての費用等は出店事業者の負担とします。
	<p>搬入経路は、指定のルートをお願いします。</p> <p>【乗り入れ位置】 ○ここ以外の場所は段差があるため、乗り入れできません。 ○横断歩道歩行者に十分注意をしてください。 (搬入時)国道301号から左折して入。 (搬出時)国道301号を左折して退場</p> <p>→ = 搬入経路 → = 搬出経路</p> <p>※右折での侵入はできません</p>
	指定区域外での販売は禁止となります。
	調理に伴う油跳ね等、他の出店者に迷惑がかかることが無いよう、対策ください。
	出店スペースの <u>わかりやすいところに必ずごみ箱を設置</u> し、適正に廃棄物（廃水含む）の処理を行い、お持ち帰りください。
	鷺津駅の電気設備、排水設備、水道設備は使用できません。発電機等が必要な場合は、出店者でご対応ください。
	テーブル、イス等を設置する場合は、指定の範囲内で設置をしてください。
	テントやテーブル、イス等の仮設物に対し、錘等による 飛散対策 をしてください。
	キッチンカー等の駐車時間は、必ず輪止めを設置してください。
	出店に関する事故・販売におけるトラブル等については、市は責任を負いかねます。 <u>営業中の損害賠償事故(請負事故や食中毒)には十分に御注意いただくとともに損害保険に御加入ください。</u>

<出店後>

	原状回復するとともに、出店スペース周辺の清掃をしてください。
	午後 9 時まで販売は終了してください。
	午後 9 時 10 分からは 出店者全員 でテーブルやランタン、旗等の片付けを行い、片付け終了後に解散してください。 ※ほかの出店者の方の迷惑となりますので、必ず片付けには参加してください。
	開始時に配布する道路使用許可書等返却物は指定された場所に必ず毎回返却ください。
	午後 10 時 00 分までに完全撤収をお願いします。
	出店した月の翌月 20 日までに、市指定の方法で 売上報告 をしてください。

<その他>

	出店時に事故や苦情などがあり、応募条件を満たしていないと市が判断する場合及び、上記ルールを守っていただけない場合は、開催期間中であっても出店の許可を取り消します。
--	---